

令和5年4月27日  
205 会議室

令和5年第8回  
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和5年第8回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和5年4月27日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時24分

2 場 所 205会議室

3 出席者

教育長 栗原 寛

教育委員 石本 一弘 伊藤 憲春

小林 章子 小柳 郁美

署名委員 伊藤 憲春

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 齋藤 真志 教育総務課長 小林 直弘

学校施設建替担当課長 鈴木 信貴 指導課長 佐藤 達哉

統括指導主事 片山 伸哉 統括指導主事 野津 公輝

教育支援課長 鈴木 峰宏 生涯学習推進センター長 庄司 康洋

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 和田 健治 柏崎 彩花

## 案 件

### 1 議案

- (1) 議案第 20 号 立川市いじめ防止基本方針（第二次改訂）について
- (2) 議案第 21 号 立川市指定有形文化財の指定について（諮問）

### 2 協議

- (1) 令和 5 年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（案）について

### 3 報告

- (1) 令和 4 年度教育委員会事業後援の概要について

### 4 その他

令和5年第8回立川市教育委員会定例会議事日程

令和5年4月27日  
205会議室

1 議案

- (1) 議案第20号 立川市いじめ防止基本方針（第二次改訂）について
- (2) 議案第21号 立川市指定有形文化財の指定について（諮問）

2 協議

- (1) 令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（案）について

3 報告

- (1) 令和4年度教育委員会事業後援の概要について

4 その他

---

◎開会の辞

○栗原教育長 ただ今から、令和5年第8回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員は、伊藤委員にお願いいたします。

○伊藤委員 分かりました。

○栗原教育長 よろしくお願ひいたします。

本日は、議案2件、協議1件、報告1件でございます。その他は、議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願ひ申し上げます。

○齋藤教育部長 本日、第8回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学校施設建替担当課長、指導課長、片山統括主導主事、野津統括指導主事、教育支援課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

---

◎議 案

(1) 議案第20号 立川市いじめ防止基本方針(第二次改訂)について

○栗原教育長 それでは、1議案(1)議案第20号 立川市いじめ防止基本方針(第二次改訂)について、を議題といたします。

佐藤指導課長、説明をお願いいたします。

○佐藤指導課長 それでは、議案第20号 立川市いじめ防止基本方針(第二次改訂)について説明いたします。

前回は、立川市いじめ防止基本方針(第二次改訂)についてご説明申し上げ、委員の皆さまよりご意見を頂戴しました。そこでの協議を踏まえて、今回議案として提出をさせていただいたところです。

改善点は2点ございます。資料の最終ページにお示ししました対照表が分かりやすいかと思ひます。こちらをご覧ください。

立川市いじめ防止基本方針(第二次改訂)のV いじめの問題への基本的な考え方の2学校、(3)いじめから子どもを守るについての記載内容です。

1点目です。前回の協議では、相手を傷つける言葉に重い、軽いはないといったご趣旨のご意見をいただきました。何げなく発した言葉でも、相手を傷つけることがあることを児童・生徒に対して日頃から指導していく必要があることから、前回は「軽い言葉」との表現を使用しました。ご指摘いただいた点を踏まえ、「軽い」という表現は使わずに、一方で日常的に相手を傷つけない、また適切な言葉遣いをしていくことの指導も必要であることを踏まえ、「軽い言葉」を「ささいな言葉」との表現に改めさせていただきました。

2点目です。「教員の指導によらずして」の書かれている位置と、文章化した際の表現方法についてもご意見をいただきました。「よらずして」の表現よりも分かりやすく、かつ学校が

組織的に対応していくことにつながりやすく、理解しやすい表現となるよう、「必ず教員の指導等により」といった表現に変えさせていただき、また、その文字の置く位置も後半のほうにさせていただきました。

以上のように2点改善をしております。説明は終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 「軽い言葉」を「ささいな言葉」に変えたのは、とても適切かと思っております。そして、この「教員の指導によらずして」というのは、ささいな言葉で相手を傷つけても、教員が指導しなくても謝って仲良くなったというような意味かと思うんですが、その部分の教員の指導によらずしてというのは、仲良くなったのは教員の指導があった、なかったに関わらずということで捉えてよろしいでしょうか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 分かりづらい説明で大変申し訳ありません。基本的には、必ず教員が責任を持ってその解決に向けて指導する、また確認をするというところを、今回改善した点も含めて伝わりやすい表現にさせていただいたとご理解いただければと思います。子ども同士だけで解決したから良かったということではなくて、教員も最後までしっかり見届けてくださいという意味を含めているとご理解いただければと思います。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 はい、分かりました。うまく謝罪して仲良くなれたということであれば、問題はないかなとついつい思ってしまうんですが、それでもいじめの定義に該当するために、必ずその後に組織的な対応をすることが必要というふうに読み取ったんですが、うまく収まったものを改めて対応するというのはどういう意味なのか、その組織的な対応というのを、もう少し具体的に教えていただけたらなというふうに思います。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 「組織的に」という言葉には広い意味がございまして、この指導に限らず、ややもすると教員一人で抱えてしまい、そのことによって問題が複雑化したり、長期化したりするケースもございます。

そういった部分では、この案件については、もう自分一人で大丈夫だろうと安易に判断せずに、必ず学年で対応するだとか、またそれよりも大きな学校全体の管理職も含めて対応する、その内容に応じて組織的に対応するという意味での組織的という言葉を使っております。

ですから、しゃくし定規に全てを、いわゆる軽微ないじめについても必ず対策会議を開いて組織的に対応するという意味ではなくて、少なくとも一人で抱えることなく、複数の対応や、必要に応じて学校の状況に応じて対応していくという意味で「組織的な」という表現を使っております。

- 栗原教育長 小林委員、お願いいたします。
- 小林委員 説明を伺って分かりました。とにかく起こったことは学校の中で共有するとか、情報提供を行うということ で理解しました。
- 栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。  
石本委員、お願いいたします。
- 石本委員 とても分かりやすい文章になったというふうに感じていました。前回は申し上げましたけども、いじめについては予防をするということが第一です。その上で、このようにしっかりとした基本方針があることによって、子どもたち一人ひとりが、お互いがお互いを尊重し合うという、精神的な土壌であったり、互いの尊厳を守り合うという、そういう学校風土を大事にしていただきたいと思います。願っております。
- 栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。  
小林委員、お願いいたします。
- 小林委員 すみません、改訂部分に関してではないんですけども、各学校でいじめ防止基本方針というのが作られているということになっておりますが、立川市内ではそれは完全に実施されているのですか。それから学校いじめ対策委員会、そういうものも定期的に行われているという話なのですが、その実情を教えてください。
- 栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。
- 佐藤指導課長 各学校においては、現在お示ししております立川市いじめ防止基本方針に基づいて、学校ごとにいじめ防止基本方針を策定することになっております。すでに市内の全ての学校で策定しているのご理解いただければと思います。
- 栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。  
小柳委員、お願いいたします。
- 小柳委員 前回は言えばよかったことになってしまうかもしれないんですけど、3ページのいじめの定義によると、当該生徒が一定の人間関係や、ほかの児童が行う心理的、または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言うということで、例えば、お友達に1回「ばか」と言ってしまったとかいうのも、心身の苦痛を感じたらいじめだという定義ですが、この定義によると、ほとんどの学校内のいざごは全部いじめに含まれると思うんですけど、これで定義していくと、先生たちは常に子どもたちを注意して見続けなければいけなくて、いじめの定義というよりは、いざごの定義みたいになってしまっているんじゃないかなと思いました。
- これは法令で決まっていることなので、変えられないのかなとは思いますが、いじめというのは、例えば今日無視された、明日も、次の日も、次の日もといったように、何日か続くというのがいじめであると思うので、もう少しいじめの範囲を具体的にしていかなないと、先生も困ってしまうのではと思ったんですが、それは法令で決まっているから変えられないのでしょうか。
- 栗原教育長 いじめの定義についてです。

佐藤指導課長、お願いします。

○佐藤指導課長 おっしゃるとおり、子どもの中では先ほども表現しましたささいな言葉や、「ばか」とか、たたいたりとか、そういうようなのは本当に日常的にあります。ただ、それも本来この定義に照らすと、嫌だと、いじめだと感じたものは、全ていじめになるというのが根底にあります。

ですので、先ほどの小林委員からのご質問と関連するのですが、いわゆるそういったささいな、軽微なものについては、その場ですぐに、「今の言葉遣い、よくなかったよね」と言って、その場で言い直しをさせたり、その場で仲直りさせたり、そういうものについては、それで完結するものは多いと思います。そういったことまで含めて学年の先生に伝えたり、安直に報告したりということではなく、そういったところは、その教員の判断できちんと指導して構わない範囲だと思っておりますので、今質問されたことと少し回答がずれてしまいましたが、定義としてはこのままでやっていきたいと思っております。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほかはないようでございます。

それでは、お諮りいたします。議案第20号 立川市いじめ防止基本方針（第二次改訂）について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第20号 立川市いじめ防止基本方針（第二次改訂）について、は承認をされました。

---

## ◎議 案

### （2）議案第21号 立川市指定有形文化財の指定について（諮問）

○栗原教育長 次に、1議案(2)議案第21号 立川市指定有形文化財の指定について（諮問）、を議題といたします。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 それでは、議案第21号 立川市指定有形文化財の指定について（諮問）についてご説明いたします。

立川市文化財保護条例第3条におきまして、「市文化財の指定は、立川市教育委員会が行う」と規定されております。また、同条例第17条におきまして、「委員会の諮問に応じ、市文化財の保存及び立川市歴史民俗資料館の運営について必要な事項を審議するため、立川市文化財保護審議会を設置する」と規定されております。

ただいま申し上げました立川市文化財保護条例、この第2条に指定項目がございます。指定を受けるため、別添資料にお示しいたします4点、普濟寺に関する資料で、刊経及び梵鐘、古過去帳、絵図を市指定文化財として指定することに関して諮問することについて、立川市文化財保護審議会に諮問し意見を求めることについてご協議をお願いするものでござい

ます。それに係る各資料の説明の前に、普濟寺について簡単にご説明いたします。

普濟寺は、臨濟宗建長寺派別格地、玄武山を山号とする西東京、西埼玉地方に20近くの末寺や門派と関係する名刹として知られている寺社でございます。その歴史は、南北朝時代の文和2年（1353年）に多摩川北岸の立川周辺を所領した中世武士、立川氏の招きで、鎌倉建長寺の高僧、物外可什によって開かれたと伝えられております。

柴崎町4丁目の現普濟寺の境内は、かつて立川氏の館がございまして、現在もその名残を示す遺構として、館を防御する土塁が残り、その境内は東京都指定史跡に指定される名刹でございます。伝承によれば、戦国、安土桃山時代でございますが、立川氏が滅び、その後館跡を寺院とし、今日の境内に至ることが伝えられております。

今回、市指定有形文化財として諮問する資料群でございますが、普濟寺のその長い歴史の中で現存する寺宝から、地域の歴史に係る資料でございます。

1つ目の普濟寺版でございますが、この名のとおり、立川普濟寺で刊行された木摺り印刷された仏教經典で、武蔵国最古の刊経といわれております。その一部、大方等大集経が普濟寺に現存、所蔵されてございます。国宝六面石幢の造立と同じ時期に開版され、当時における禅宗仏教の進展と寺社の文化的役割をうかがえる資料となります。その刊記や刊刻には、立川をはじめ協力した援助者の地名や法名が記されるなど、当時の布教や中世の村落地名を知る資料としても注目され、古くから研究が続けられております。

2つ目の普濟寺古過去帳でございますが、こちらのほうには開山以来の由緒、寺伝を本帳に記録した普濟寺に残る最も古い過去帳類でございます。寺社や地域の歴史を伝える文書史料の少ない中世立川の様相を記す貴重な資料として、また江戸後期の江戸名所図会等の古い地誌に引用されることでも重要な史料でございます。

さらに、普濟寺梵鐘でございますが、元禄4年（1691年）に旧谷保村の鋳物師関氏により作られたものでございまして、銘文に奉納経緯が記されております。戦国時代の兵火や、館や寺院を含む旧柴崎村一帯は罹災し、その後、信徒や地域の助縁の下、復興を果たした経緯が銘記されている資料でございます。

4点目でございます。普濟寺の境内并古塔図は、現在市内に伝存する最古の絵図資料で、梵鐘や古過去帳と同じく、江戸中興期における境内の建物を記した墨書きの絵図でございます。現伽藍の建物の配置、土塁や柴崎分水の流路が示される等、当時の景観等をうかがえる資料となります。

いずれも宗教法人玄武山普濟寺が所蔵する資料ではございますが、平成7年に本堂等で火災がございました。その後、梵鐘を除く資料は私どもの所管である立川市歴史民俗資料館で保管されておりました。今後、現在修復をしている途中でございます国宝六面石幢と合わせ、寺院内の収蔵施設、今建設中でございますが、そちらで保存活用を図る予定であることを伺いまして、貴重な歴史資料として適切な保存等を進めていただくため、所有者の方より内諾をいただき、市指定文化財の指定についてもご理解をいただいたことにより、本日文化財保護審議会への諮問をさせていただくものでございます。

なお、本日文化財を所管する当センターの文化財係長、学芸員でございます浦島を同席させていただきます。専門性の高い事案でございますので、質問等は浦島のほうからご回答させていただく部分もあるかと思えます。ご了承いただければと思います。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明をありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 この4つは、普濟寺の収蔵施設が出来上がったら、そちらに展示されるということになっていますか。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 まだ確定ではございませんが、その予定ではございます。今、歴史民俗資料館のほうでお預かりしているものを、そちらで保管ということは想定をしているところでございます。

以上です。

○栗原教育長 小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 すごく貴重なものなので、特に梵鐘など触ったりはできないですか。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いします。

○庄司生涯学習推進センター長 住職さまとも細かいお話はしてございませんが、子どもたちに見ていただきたいというご要望があります。実際に触れるかどうかというのは、今後相談させていただきながら、展示の仕方等についても検討させていただきたいと思っております。文化財指定をされた後は、そういう形で進めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○栗原教育長 ほかにいかがでしょうか。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 資料の1を見ますと、大乘経の中の華嚴経と大集経とそれから般若経が刊経されて、その中の大集経を保管されているので、その大集経についてということの理解でよろしいでしょうか。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いします。

○庄司生涯学習推進センター長 おっしゃるとおりでございます。普濟寺で持っているのは大方等大集経でございますので、こちらをとということになります。

以上です。

○栗原教育長 石本委員、お願いいたします。

○石本委員 資料を拝見させていただいて、本当に大変貴重なものですし、ぜひ立川市指定有形文化財として、後世まで大切にさせていただきたいと願っております。

○栗原教育長 ほかにいかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 感想というか意見なんですけれども、小柳委員のほうからもありましたけれども、

ぜひこの貴重なものは、しまっておかないで、皆さんに見ていただいて関心を持っていただくようにされたらいいかなと思います。特に子どもたちがこういうものを見て何を感じるか、大切なことだと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いします。

○庄司生涯学習推進センター長 今現在、歴史民俗資料館のほうで保管をさせていただいておりますが、目の触れていないところに保管してございます。大事に保管しているんですが、今までこういった形ではございました。今回ようやく持ち主さまからご了解いただきましたので、今回展示施設のほうに展示して、立川市指定有形文化財であることを、私どもと一緒に協力しながら、展示について工夫していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほかはないようでございます。

それでは、お諮りいたします。議案第21号 立川市指定有形文化財の指定について（諮問）、は提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第21号 立川市指定有形文化財の指定について（諮問）は承認されました。

---

## ◎協 議

### （1）令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（案）

○栗原教育長 続きまして、2 協議(1)令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（案）について、に入ります。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、例年実施しております教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（案）についてでございますが、趣旨ですとか点検・評価のところ、また今年度令和5年度の進め方についてご説明いたします。

まず、1 番の趣旨でございます。この点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されておまして、点検・評価をすることが義務付けられているようなところでございます。教育委員会が自ら教育行政についての点検・評価を行い、その結果を市議会や市民に報告することにより、開かれた行政と効果的な教育行政の一層の推進を図ることが趣旨になります。

2 番目の点検・評価の対象でございます。大きく分けて2つございます。1つ目は、①の教育委員会の運営などの教育委員会活動の3つの活動と、2つ目は、②の教育委員会所管の4つの分野別個別計画から抽出しました19の施策について点検・評価を行うものでございます。

3 番目の点検・評価の実施方法でございます。①と②ですが、令和4年度における活動と

施策を対象としまして成果と課題を総括し、次年度の方向性を示しました。③については、一昨年度から実施しております学識経験者であります点検・評価外部員3名との事務局との意見交換会を実施しまして、④として、その意見を踏まえた形で教育委員会において点検・評価を決定し、⑤として、その決定内容を令和5年第3回市議会文教委員会の報告、また市のホームページの公開を行うものでございます。

2ページをご覧ください。

点検・評価の流れの4番でございます。こちらは①から⑧の記載のとおりでございますが、こちらの最後にスケジュールのところでもご説明させていただきますので、割愛させていただきます。

5番目の評価の基準でございます。こちらは業務区分としまして、達成度をS・A・B・Cで評価するものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

教育委員会の点検・評価を行う活動と施策の一覧でございます。合計で22項目になってございます。

続きまして、最後のページ、4ページをご覧ください。

スケジュールでございます。本日こちらの案をご協議いただきまして、5月26日の第10回、6月7日の第11回の2回で、事務局で作成しました評価の案についてご協議をいただくとともに、教育委員の皆さまからコメントをメールにて頂きまして、6月22日の第12回で教育委員会点検・評価の案を取りまとめるという流れでございます。その後、7月中に点検・評価外部員にお集まりいただきまして意見交換会を開催し、外部員の方から意見聴取を行いまして、8月7日の第15回でどのようなご意見があったかをご報告させていただきます。また、それを踏まえまして、教育委員会において協議を行い、最終案としてまとめて、8月25日の第16回にて議案としてご審議していただくスケジュールとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 1ページ目の3実施方法のところの③点検・評価外部員は学識経験を有する方ということなんですけど、どういった学識経験を有する方ですか。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 3ページに令和4年度の活動結果一覧がございます。それぞれ教育委員会の左側に教育委員会活動、第3次学校教育振興基本計画、第6次生涯学習推進計画、第3次図書館基本計画、第4次子ども読書活動推進計画というような形で、まず教育委員会活動と学校教育振興基本計画につきましては、学校教育に関する研究を行っている大学の先生にお願いするような状況でございます。また、生涯学習、図書館につきましても、そういったテーマについて大学で研究している先生にお願いする予定になっております。

昨年度は教育委員会活動、学校教育振興基本計画につきましては、東京学芸大学の准教授であります末松先生、生涯学習推進計画については東京農工大学大学院の教授であります朝岡先生、図書館、子ども読書活動推進計画につきましては、白百合女子大学の教授であります中川先生にお願いしたところでございます。長年やっていただいているような方もいらっしゃると思いますので、継続して今年度も同じ方に依頼をしようというところで、事務局では考えております。

以上でございます。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございました。例年そうなんですけれども、自分たちのやったことを客観的に評価するということはとても難しく、またそれをするによって、よりいいものにしていこうというこの取組、とても素晴らしいものであるなと思っております。いつも長い時間をかけて点検・評価をすることによって、本当に私自身が反省しながら、もっとこういうことを考えていけばよかったなと振り返るきっかけとなる、とてもいい試みであり、またきちんとしていただいているので、とてもいい形になるなと思っております。

ただ、いつも毎年少し疑問に思うところが、この評価の基準ですね。4つの基準ですけれども、一生懸命考えてやったんだけど、それはコロナがあったためにいろいろ難しいことがあった、アイデアとしてはとてもいいことであつたんだけど、結果としてうまくいかなかったというものはどう考えるかとか、それから普通どおりにいつもやっていたんだけど、思わぬ効果が上がってきたというところをA評価とするのかS評価とするのかというようなところで、いつも少し低めの評価を付けるような気がします。S評価だと思ったならば、遠慮なくS評価を付けていただいているいいのではないかなという気が毎年いたしますので、また今年もよろしくお願ひしたいと思ひます。お願ひでございます。

○栗原教育長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 毎年これは実施されているもので、今のご説明を伺った限りでは、昨年度と変わらないということですし、私たちもできてきたものを一生懸命見せていただきます。振り返って見て、今、伊藤委員もおっしゃったように自分たちも反省するべきこともあるかと思ひます。伊藤委員もおっしゃったように、S評価が少ないのは、実際にS評価にならないのか、評価が厳しいのか、その辺がちょっと私もいつも考えるところではありますけれども、希望的にはS評価であつたというふうな活動をしていただければいいと思ひうんですけれども、その辺、出てきたもので冷静に判断させていただきたいと思ひます。

以上です。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 私は初めてで、どんなことになるのか、まだ想像は付いていないんですけど、一部課題があるとか、困難な課題があるという評価になった場合はどうなるんでしょうか。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 こちらの評価は、昨年度の活動なり施策でどういった事業をやっていたかということで点数評価をしまして、当然B評価なりC評価なりの評価をしたということは、課題があるからだと思うので、その課題を次年度はどう解決していくかというところを、またその次年度の方向性に記載させていただいて、PDCのチェックをして、Aでアクションにつなげていくようなところでございます。

また、S評価なりA評価の場合は、逆にそれで満足するということではなくて、当然私も教育委員の皆さまがおっしゃるとおり、S評価を目指すというところが一番やっていかなければいけないところでございますので、課題があるところは、その課題を解決してA評価を目指して、A評価であるものは、その一歩上のS評価を目指してやっていくというようなところで、その時点の評価を決めて、次の展開をどうしていくかを考えていくということでございます。

以上でございます。

○栗原教育長 小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 ということは、課題が残ったら、もうずっとそれは毎年政策として、変えたり中止したりしないで、ずっと続けていくという感じですか。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 全てこちら、目標を掲げて、それに近付けるよういろいろな事業を行っているんですが、これまで毎年行っていた事業が、本当に効果的にやれたのかも検証していく必要がありますし、必要な事業はそのまま継続していきますし、変えていなければいけない部分はスクラップ・アンド・ビルドしたりします。

特に、令和2年度から令和4年度の3年間、コロナ禍の中でどう事業を継続してやっていくとか、いろいろな蓄積がございます。コロナ禍で変えた部分について、非常に効果が出た部分が、この過去3年間ありますので、そういったところは引き続き継続していったり、そこはどんどんチェックして、チャレンジしながらやっていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○栗原教育長 少し補足をすると、3ページの活動・施策で、例えば教育委員会活動は3つの区分にしておりますけど、その下の第3次学校教育振興基本計画は1から9まであります。これは計画の体系でまとめており、それぞれが何か1つの事業ということではなくて、さまざまな事業があって、その中で例えば1番の学力の向上を図るということですので、事業自体は見直しとか、そういった工夫をするとは思いますが、この活動・施策については計画の体系ですので、次の年に何か見直して違うものが入ってくるということにはならないということでございます。

ただここで、学校教育の計画についても、令和6年度までが計画期間ですので、令和7年度からの計画の時には、もしかしたら計画でまとめた施策の体系が、今記載のあるものと違うものになる場合はございますけれど、それはあくまでも計画の改定に伴うものということでございます。

ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほかはないようでございます。

それでは、お諮りいたします。2 協議(1)令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」(案)について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、2 協議(1)令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」(案)について、は承認されました。

---

## ◎報 告

### (1) 令和4年度教育委員会事業後援の概要について

○栗原教育長 続きまして、3 報告(1)令和4年度教育委員会事業後援の概要について、に入ります。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 私のほうからは、令和4年度教育委員会事業後援の概要につきまして報告いたします。

事業後援でございますが、別に定める立川市教育委員会事業後援規程というのがございます。こちらに基づき手続きあるいは事業後援を受ける決定をしているものでございます。

1、概要でございます。令和4年度の1年間で89件の申請がございました。実績があるものが76件、新規が13件です。割合は、実績があるものが85%、新規が15%でございます。

3番でございます。申請事業の承認の可否でございます。全て承認ということでございます。なお、これ以外で申請時にお話をいただいて、お話を聞きながら対応したのもございまして、例えば著しく営業活動になるものについては、その段階でお断りをしているものが数件ございます。ですので、事業が基本的に私どもの規程に基づく内容に沿うものをご申請いただいて、承認という形で対応したところでございます。

4番目、申請事業の事業分野でございます。一番多いのが文化で33件でございます。2つ目が体育及びレクリエーションということで21件、3番目に社会教育、以下記載のとおりでございます。

5番目、申請事業の対象者でございます。子ども向けの事業と、子ども向けの事業でも親子向けという事業もございしますが、やはり多いのが、それ以外の一般の対象事業で50件と一番多くなってございます。

申請団体種別でございますが、一番多いのが、その他ということでございますが、こちら

は例えば一般社団法人、あるいは法人格を持たない団体のものが一番多くなってございます。次に多いのは公益的団体、次が特定非営利活動法人、NPO 法人でございます。以下、記載のとおりでございます。

裏面をご覧ください。

過去5年間の傾向でございます。令和4年度になりまして、少し事業が増えてまいりまして、拡大、増加傾向になっております。まだコロナ前までの水準には達してございませんが、徐々に増えてきています。年度後半のほうが申請件数が多くなっているような状況でございます。

3ページをご覧ください。新規の承認をした13件でございます。記載のとおりでございます。さまざまな活動を団体が行っている中で、私ども事業後援で承認をさせていただいているところでございます。簡単でございますが、このような状況でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 徐々に増えているということは喜ばしいことだと思います。新規承認というのは、事業の承認、事業の後援ということですから、事業の内容で評価するのですか。新規団体ということではなく、団体は過去に後援経験があっても、事業内容が新規ということでしょうか。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いします。

○庄司生涯学習推進センター長 こちらの新規の取り扱いですけれども、団体ではございません。事業名のところに注目して、しかもその事業が過去5年間で類似のもの、限りなく近いものは除いてございます。ですので、同じような内容でも対象者が違ったりすると、それは新規扱いになりますので、あくまでも事業名かつ中身を判断して新規扱いということで、今回13件上げているところでございます。

以上でございます。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 先ほど説明いただいていた中で、新規の申請が来た時にお話の中で営業活動があるものは、その時点でお断りすると言われたんですけど、例えば営業活動というのはどういったものは駄目で、どういったものはOK ということでしょうか。

○栗原教育長 営業活動の定義について、庄司生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 こちらの事業後援規程で定義されてございまして、その基準の第3条の第3号でございます。入場料その他これに類するものを徴しないものという扱いになっています。ただし、事業の運営に係る経費のみに充てるもの及び特に必要があると認められるものを除くということで、基本的には徴しないものですが、最低限入場料を取るとは認めてございます。その中で、法外に入場料を取っているとかが、例えばイン

ターネット調べて分かったり、お話を丁寧に聞く中で分かったという時は、それは認められませんということでお断りするところでございます。

○栗原教育長 小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 最後に、新規で13件あった中で気になったのは、キッズフリマは営業活動でも、入場料をとっていないから営業活動ではないということなんでしょうか。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 こちらキッズフリマですが、入場料は取っています。取っているんですが、基本的には最低限の入場料ということをお話を伺っているところでございます。この事業でございますが、基本的にはキッズフリマによって金銭教育とカリサイクル教育だとか、コミュニケーション向上というところを目的にしております、出店料300円というようなところでやっているというような事業でございますので、あとは若干協賛金が入っているところございますが、そういった内容を確認してございますので、今回承認をしているところでございます。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 すみません、お尋ねします。新規事業のムジカプロムナード、フルオーケストラを編成するのも大変なんですけども、どんなような運営をしていて、どういうことを目的にして活動しているのかをちょっと教えていただけないでしょうか。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 私どもで審査するのは書類審査でございます、実物の演奏等を見てございませませんが、事業計画書のその項目を読ませていただきます。

2023年2月23日に、たましんRISURUホールの大ホールで行った、こちらコンサートでございます。フルオーケストラによるクラシックコンサートを実施することによって、地域の方に生の演奏に触れる機会を提供して、地域のオーケストラとして市民との交流を図るというようなことございまして、演奏会を継続実施することにより、団員の方の技術の向上とか、そういったことを目的とした事業でございます、演奏者の方60名以上の方が演奏して、これはあくまで計画書でございますが、参加者は予定500人ということでの予定でございます。そういった内容で立川市内の団体でございますが、申請時はこういったことでございます。

以上でございます。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほかはないようでございます。

これで、3報告(1)令和4年度教育委員会事業後援の概要について、の報告及び質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。その他はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 その他はないようでございます。

それでは、次回の日程を確認いたします。次回、第9回定例会は、令和5年5月11日13時30分から205会議室で開催をいたします。

これをもちまして、令和5年、第8回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時24分

署名委員

.....

教育長